



# 日本少額短期保険の現状

# 2018

(平成 30 年度版 / 平成 29 年度決算)

## はじめに

---

平素より日本少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について、ご説明するためにディスクロージャー誌「日本少額短期保険の現状 2018」を作成しました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

今後とも、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 会社の概要 (2018年3月31日現在)

---

社名	日本少額短期保険株式会社	資本金	190,000千円
本社所在地	大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 13F	収入保険料	5,285,480千円
		総資産	2,353,001千円
		従業員数	74名

本誌は、「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

# 目次

■ 現状	
トップメッセージ	2
企業理念	3
経営方針	3
行動指針	3
顧客中心主義に基づく業務運営方針	4
ハイライト	5
■ 事業・経営	
事業概要	6
主な業務内容	6
コーポレート・ガバナンスの状況	7
利益相反管理方針	8
法令等の遵守(コンプライアンス)態勢	9
反社会的勢力に対する基本方針	10
リスク管理態勢	10
お客様の声に対する適切な対応	12
指定紛争解決機関(ADR)	12
個人情報に関する取り扱い	13
情報開示	16
勧誘方針	16
保険募集制度	17
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	18
働きやすい環境づくりの取り組み	18
■ 商品・サービス	
保険商品	19
保険金支払いと損害サービス	23
■ 業績データ	
2017年度 業務の状況を示す主な計数	24
2018年3月期 決算報告書	32
(貸借対照表)	32
(損益計算書)	35
(株主資本等変動計算書)	37
(キャッシュ・フロー計算書)	39
■ コーポレートデータ	
会社概要	40
役員に関する事項	40
会社の組織	41
株式に関する事項	41

# 現状

## トップメッセージ

ご挨拶

「新しい時代の新しい保険」として少額短期保険が誕生したのが2006年。その2年後の2008年、当社は「日本住宅少額短期保険」として事業を開始しました。それから10年。社名を「日本少額短期保険」と改め、2016年にはSBIグループの一員となり、今日、少額短期保険のリーディングカンパニーのひとつとして、50万人を超えるお客様に「安心」をお届けしています。

住宅保険分野からスタートした事業領域も、現在は16商品・特約を展開するなど、幅広い商品ラインナップを実現しました。また、創業当初の代理店チャネルに加え、ダイレクト型の販売チャネルも併用するハイブリッド型販売モデルを導入するなど、業界内でも他に類を見ない「マルチプロダクト・マルチチャネル戦略」を確立しました。

おかげさまで、2017年度決算において、当社は念願だった経常収益100億円突破を達成するとともに、経常利益においても過去最高益を実現しました。また、全国2,700店の販売網、7,000名を超える保険募集人などの「規模面」だけでなく、1,500%を超えるソルベンシーマージン比率などの「財務面」でも業界トップレベルのポジションを勝ち取りました。

創業以来、大きく進化してきた当社ではありますが、一方、当社を取り巻く事業環境も変貌を続けています。フィンテックと呼ばれる新しい金融商品・サービスの登場、AIやRPAによる業務の革命的可変、ビッグデータを用いた高度なマーケティング手法の開発など、10年前には想像すらできなかった時代が到来しました。国際社会との関係では、SDGsに象徴される持続可能な事業運営への取り組みなど、企業の社会的責任（CSR）も益々高まってきました。

こうした内外の情勢を踏まえ、当社は今後とも「顧客中心主義」を掲げ、最先端の商品・サービスの提供、最高水準のお客様サポートの実現に向けて、更に努力してまいりますので、皆様の益々のご支援、ご指導をお願いいたします。

「保険をもっと身近に」「保険をもっと手軽に」「保険をもっと便利に」  
すべてのお客様に、私のこの想いをお届けできるよう、頑張っております。



2018年7月

日本少額短期保険株式会社

代表取締役社長 五十嵐 正明

※ 商品数はこれまでに認可取得した主な商品・特約の総数です。

※ AIはArtificial Intelligence、RPAはRobotic Process Automation、SDGsはSustainable Development Goals、CSRはCorporate Social Responsibilityの略称です。

## 企業理念

- 保険をもっと身近に
- 保険をもっと手軽に
- 保険をもっと便利に

## 経営方針

- 質量ともに少額短期保険会社トップを目指す
- 「営業力」と「開発力」を徹底的に強化する
- シナジー最大化により新たな販路・市場を攻略する

## 行動指針

- 人と社会に対してフェアに向き合う
- 誇りと情熱を持って仕事に取り組む
- お客様本位の姿勢を常に大切にする

現  
状

### ミッション・ステートメント「NSSI CREDO」

「企業理念」「経営方針」「行動指針」「行動目標」等からなる新たなミッション・ステートメント「NSSI CREDO」を制定。お客様、取引先様、関係先様へのミッションとして、そして役職員相互のミッションとして、事業運営の基本としてカードサイズで制作し、全役職員が携行できるようにしました。



CREDO (クレド) とは、ラテン語で「志」「信条」「約束」を意味します。私たちの「企業理念」「経営方針」「行動指針」「行動目標」を体現するうえで最適な表現だと考え、この言葉を選びました。

## 顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客様の利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊富かつ良質な金融コンテンツなど、真にお客様の立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。

当社は、SBIグループの掲げる「顧客中心主義」のもと、SBIグループの少額短期保険3社間での提携販売の推進など、少額短期保険事業におけるSBIグループ企業とのシナジー効果の追求を通じて、顧客価値の最大化を目指してきました。

こうした取り組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客様の視点からその取り組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

### 1 「顧客中心主義」の徹底

当社は、正しい倫理的価値観を持ってお客様に誠実かつ公正に対応し、お客様に満足いただける良質なサービスを常に提供できるよう、「顧客中心主義」の徹底に努めます。

### 2 「お客様の声」を活かす取り組み

当社は、お客様からいただいた声を真摯に受け止め、誠意をもって適切かつ迅速に対応するとともに、有益な経営情報源として業務の改善につなげ、お客様の利便性向上に努めます。

### 3 最適な保険商品・サービスの提供

当社は、革新的な発想でお客様のニーズに応える商品の開発に努めるとともに、ほかの保険会社等との提携により商品ラインアップやサービスの拡充に取り組みます。

### 4 分かりやすい情報提供

当社は、お客様がご自身のご意向に沿った保険商品・サービスを選択することができるよう、保険商品・サービス等に関する重要な情報について、お客様の立場に立って、分かりやすく丁寧な説明をするように努めます。

### 5 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反の可能性を適切に把握し、管理・対応できる体制を整備します。

※ 当社の「利益相反管理方針」については本誌8ページに掲載しています。ご確認ください。

### 6 本方針を役職員に浸透させる枠組み

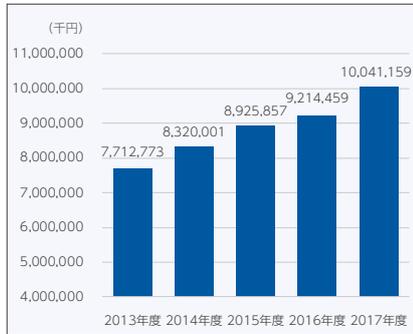
当社は、各種研修や目標評価制度の整備等を通じ、全役職員に対して顧客中心主義の徹底に向けた持続的な自己変革を促し、お客様中心の業務運営を推進します。

# ハイライト

## 1 業績

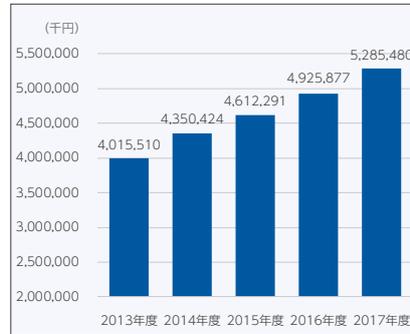
### 経常収益

昨年度の 92 億円から、大台となる 100 億円を突破しました。



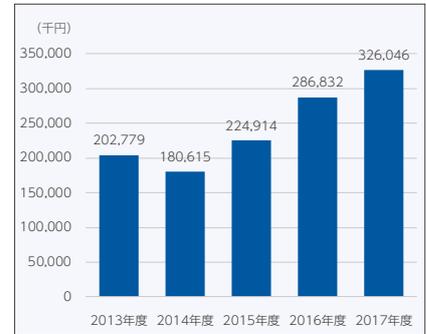
### 収入保険料

直近 3 年間で平均 106.7% の高い伸び率を持続しています。



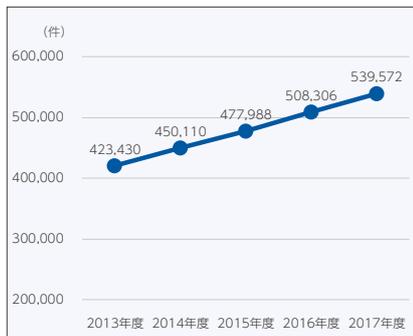
### 経常利益

当事業年度において過去最高益を達成しました。



### 保有契約件数

昨年度 50 万件を突破、今年中には 55 万件に到達する予定です。



### 代理店数

10 年前わずか 1,000 店の代理店は、業界屈指の販売網となりました。



### SM 比率

開業以来着実に上昇し、1,500% 超の高い健全性を実現しました。



現状

## 2 事業活動

### ① インシュアランスグループの誕生

2017 年春、SBI インシュアランスグループが誕生し、保険各社 (SBI 生命・SBI 損保・SBI いきいき少額短期・SBI リスタ少額短期・当社) が持ち株会社体制に移行しました。各社との販売提携など事業シナジーを生かして、さまざまなサービス、商品を提供してきました。

### ② モバイルファーストの実現

業界の動きに先駆けてスマートフォン完結型の保険申込システムを導入しました。電話による「資料請求」や書面申込での「署名・捺印」など、従来型の保険手続きの常識を覆す、ペーパーレス、Web 完結による新しい保険加入のスタイルを確立しました。

### ③ 地域創生へ向けた取り組み

当社の保険を販売いただく代理店は全国に約 2,700 店。北は北海道から南は沖縄まで、全国をカバーしています。それぞれの代理店はそれぞれの地域に根ざした事業者であり、私たちの大切なパートナーです。引き続き地域に貢献できる取り組みを推進していきます。

### ④ ダイバーシティ経営への取り組み

多様性のある社会との共存、働きやすい職場環境作りを目指し、さまざまな取り組みを行ってきました。こうした取り組みの一環として、「大阪府男女いきいき・元気宣言」「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」への登録を実現することができました。

### ⑤ 新たなイノベーションへの挑戦

SBI グループの一員として、フィンテック、ビッグデータ、AI、RPA など、様々なイノベーションに取り組んできました。ウェブマーケティングなどの領域では、最先端のテクノロジーを用いたプロモーションを実装し、業務の高度化を進めてきました。

# 事業・経営

## 事業概要

### 1 事業概要

当社は、賃貸入居者・事業者向けに特化した保険商品を販売し、全国主要都市における代理店販売網の整備、拡充を図ってきました。不動産賃貸市場における保険ニーズにお応えできる充実の賃貸入居者向け新商品「みんなの部屋保険 G3」を販売開始し、近年、社会問題となっている孤独死への対応も拡充させました。また、2014年に販売を開始した車両保険についても販売店をメインとした対面チャネルだけでなく、Webをメインとした非対面販売チャネルにも取り組み、前期比 261.3% と順調に増加しました。

### 2 決算概況

当期決算は、前期に続き全営業拠点で増収を達成し、収入保険料は 5,285,480 千円(前期比 107.3%)となりました。収入保険料に回収再保険金等の再保険収入 4,753,049 千円等を加えた経常収益は 10,041,159 千円となり経常利益は 326,046 千円となりました。また、支払保険金は 813,219 千円、責任準備金等繰入額 56,161 千円等を合計した経常費用は 9,715,113 千円となりました。よって当期の税引後利益は 229,302 千円、当年度末の利益剰余金は 769,938 千円、純資産は 959,938 千円となりました。また、代理店数は 2,784 店(前期比 106.3%)、保有契約は 539,572 件(前期比 106.2%)と順調に増加しました。

### 3 今後の課題

SBIグループが創業以来提唱している「顧客中心主義」の精神、および金融庁が掲げる「フィデューシャリー・デューティー」の趣旨を踏まえ 2017年6月に策定・公表した「顧客中心主義に基づく業務運営方針」に沿った取り組み、改善を進めます。また、顧客の利便性を追求し、グループシナジー、クロスセル活用により、ワンストップで完結する多角的なサービス提供を目指します。

また、フィンテック指向の商品開発、ビッグデータを活用したマーケティング、A I・R P A導入による業務改善・品質向上など、次世代を見据えた戦略に取り組みます。

## 主な業務内容

### 1 主な事業内容

当社が行っている主な事業は次のとおりです。

- ① 少額短期保険業
- ② ほかの少額短期保険業者または保険会社(外国保険会社を含む。)の保険業に係る業務の代理または事務の代行業
- ③ 前各号に附帯関連する一切の業務

### 2 業務の内容

当社が行っている主な業務は次のとおりです。

- ① 少額短期保険業  
賃貸住宅総合保険、賃貸事業者総合保険、車両保険、賠償責任保険、費用保険の引き受けを行っています。

## コーポレート・ガバナンスの状況

当社は少額短期保険業の公共性を重視し、各種法令等の遵守を経営の基本理念と位置付けるとともに、少額短期保険事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下のコーポレート・ガバナンス態勢を確立しています。

### 1 取締役会

取締役会は明確な経営方針を定め、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定し、かつ、適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務遂行を監督します。代表取締役はこれら取締役会の決定を基に職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底させます。

### 2 経営会議

取締役、執行役員および部門長・室長から構成される経営会議は、業務執行に関する情報の共有および重要な事項の審議等を行う機関として設置し、原則として毎月1回開催しています。

### 3 各種委員会

当社は、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理について適正な業務運営が行われるよう、以下の委員会を設け取締役会の決定した経営方針が徹底されるよう努めています。

#### ① コンプライアンス委員会

法令等の遵守に関する方針および実施計画の策定と推進を担当し、そのための社内態勢の整備ならびに、法令等の遵守に関する社員教育・研修の実施を統括します。

#### ② リスク管理委員会

当社の事業に関するリスクを分析し、リスク管理の基本となる方針および計画の策定ならびに社内のリスク管理態勢の整備を行うとともに、保険契約の引き受け、新商品の開発、また、事業運営に重大な影響を及ぼす突発的リスクが発生した場合の対策等を統括します。

### 4 監査役

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するため取締役の職務の遂行について監査を行います。また、会社の業務および財産の状況の調査、その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めています。

### 5 内部監査室

内部監査室は、少額短期保険業者としての経営のリスクアセスメントに基づく健全性維持、法令等の遵守、契約者保護の重要性を踏まえ、以下の点に主眼を置き、業務運営の適法性および妥当性に関する監査を、毎年重点項目を定めながら計画的に実施し、その結果を取締役に報告します。

#### ① 営業部門

法令に従った適正な保険募集がなされているか。

#### ② 損害サービス部門

保険約款・社内規程に基づいた保険契約者保護の観点に立った適切な業務がなされているか、また、保険金の不払い、誤払いについて検証と是正措置が適正に行われているか。

#### ③ 財務経理部門

保険料の計上、普通責任準備金ならびに支払備金の計上、再保険勘定の管理が適正になされているか、また、事業計画に沿ったソルベンシーマージン比率、収益が確保されているか。

#### ④ システム部門

情報システムの安全な運用と顧客情報データの漏えいを防止するための適切な情報セキュリティ対策が講じられているか。

## 利益相反管理方針

当社は、SBI ホールディングス株式会社（当社最終親会社）をはじめとする SBI グループのお客様の利益が不当に害されることのないよう、当社における適切な利益相反管理体制を確保することを目的として利益相反管理方針を定め、所要の体制を構築します。

### 1 利益相反のおそれのある取引と特定方法

「利益相反」とは、①お客様と SBI グループの間、②お客様と SBI グループのほかのお客様の間、において利益が相反する状況をいいます。当社および SBI グループにおいて法令上利益相反管理体制の整備が求められる金融機関（利益相反管理金融機関）は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置し、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かにつき、適切に特定を行います。

### 2 類型

「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まりますが、例として次のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	①お客様と SBI グループ	②お客様と SBI グループのほかのお客様
利益対立型	お客様と SBI グループの利害が対立する取引	お客様と SBI グループのほかのお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と SBI グループが同一の対象に対して競合する取引	お客様と SBI グループのほかのお客様とが競合する取引
情報利用型	SBI グループがお客様との関係を通じて入手した情報を利用して SBI グループが利益を得る取引	SBI グループがお客様との関係を通じて入手した情報を利用して SBI グループのほかのお客様が利益を得る取引

### 3 利益相反管理の対象となる会社の範囲・取引

本方針において利益相反管理の対象となる会社は、当社および別表に定める会社です。なお、当社は SBI グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されない会社が行う取引についても留意するものとします。

### 4 利益相反のおそれのある取引の管理方法

当社は、当社が対象取引を特定した場合、利益相反管理金融機関の利益相反管理部門と連携のうえ、次に掲げる方法その他の方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。）

- ① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ④ 対象取引を行い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し、同意を得る方法（ただし、守秘義務に違反しない場合に限りです。）

### 5 利益相反管理体制

当社は、独立した利益相反管理統括部署を設置し、SBI ホールディングスおよび利益相反管理金融機関に設置される利益相反管理統括部署と連携し、適切な利益相反管理体制の確保に努めるものとします。

#### 別表

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ■ SBI ジャパンネクスト証券株式会社   | ■ SBI 損害保険株式会社         |
| ■ 株式会社 SBI 証券          | ■ SBI 少短保険ホールディングス株式会社 |
| ■ 住信 SBI ネット銀行株式会社     | ■ SBI いきいき少額短期保険株式会社   |
| ■ SBI インシュアランスグループ株式会社 | ■ SBI リスタ少額短期保険株式会社    |
| ■ SBI 生命保険株式会社         |                        |

## 法令等の遵守(コンプライアンス)態勢

当社は、法令等の遵守(コンプライアンス)を経営の基本と位置付け、以下の方針を定めています。

- ① 当社は、『コンプライアンス』とは、少額短期保険事業全般に関するあらゆる法令および社内規程を遵守し、社会的規範に合致した誠実かつ公正な業務活動を行うことであると認識します。
- ② 当社は、『コンプライアンス』を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの推進を通じて、お客様の要望と信頼に応えることを基本とした企業活動を行います。
- ③ 社内に『コンプライアンス委員会』を組織するとともに、当社コンプライアンス規程を整備し、役職員に対する研修とあわせ実効性のある体制作りを行います。

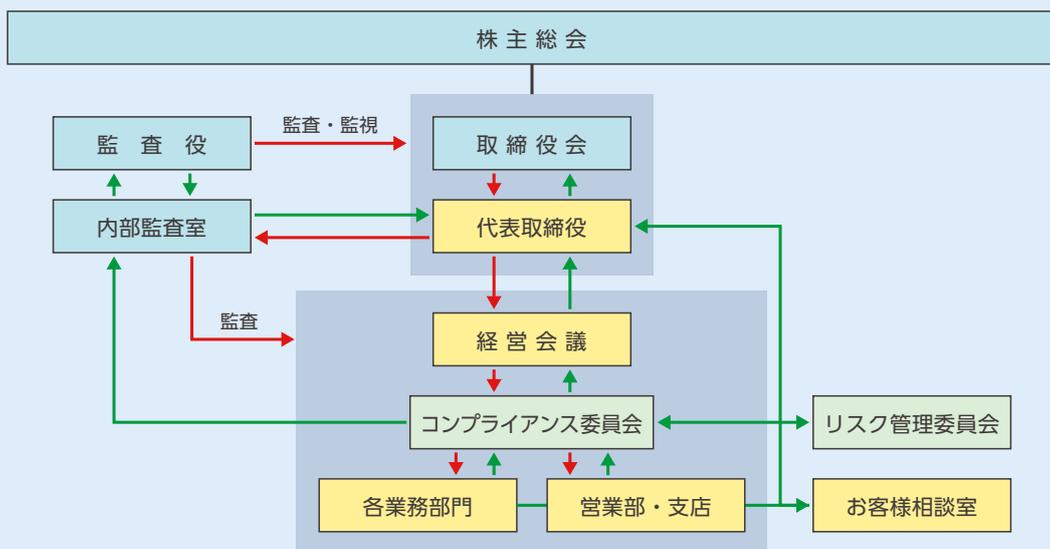
### 法令遵守 全員行動目標

- 自己の業務に関する法令・社内規程をよく知る
- 法令・社内規程を意識した日常業務を行う
- 業務上の問題点を意識し、報告する
- コンプライアンス責任者は、現場の問題発見と解決に積極的に関わる
- 苦情や問題の解決は、スピーディーに取り組む

当社は、法令等の遵守(コンプライアンス)を推進するため以下の体制を確立しています。

- ① コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程の制定・改定、コンプライアンスプログラムの策定・実施、個人情報保護に関する業務等を協議・起案する。
- ② コンプライアンス研修は、コンプライアンス委員長が計画し、実施する。
- ③ 各部門(各業務部門および営業部・支店)にコンプライアンス責任者を配置し、日常業務活動の中でのコンプライアンスを推進する。
- ④ コンプライアンス実施状況については、各部門において自主点検を行い、不備がある場合は改善策を策定し実施する。
- ⑤ 内部監査室は、コンプライアンス状況について監査を行い、その結果を代表取締役様に報告する。

### コンプライアンス体制図



情報の流れ： → 報告・連絡 → 指示・通達

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

### 1 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社役職員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

### 2 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

### 3 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

### 4 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

### 5 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

## リスク管理態勢

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各種リスクについて、その発生に対して適切な予防施策を講じ、また、危機発生時に対応する社内態勢の整備を推進するため、以下のリスクに対する管理体制を構築しています。当社の各業務担当が関連するリスクを管理するとともに、リスク管理委員会が組織横断的な業務に関連するリスクの管理と必要な施策の検討を行います。また当社は、これらのリスクが顕在化し契約者や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じる事態が発生した場合は、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、正常な業務へ復旧するための危機管理態勢を組んでいます。

### 1 保険引受リスク

個別の保険契約引受に関するリスク、商品開発および商品改定等における内部管理上のリスク、引き受けた保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な普通責任準備金および支払備金の積み立てに関するリスクなどをいいます。当社では取締役会とリスク管理委員会との間で十分な連携を取り、保険事故発生の頻度、風水災等の広域災害等に対する分析と管理を行い、適格な保険者との再保険取引によるリスクの分散を図るとともに、責任準備金・支払備金の積み立てを適正に行い経営の安定化を図っています。

### 2 事務リスク

社員や代理店による保険契約事務上のミスや不正な処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社は、保険契約のデータ入力、異動処理をシステム化し、システムチェック機能を使った契約の引き受けと保全に関連する事務ミス的大幅削減を実現しています。また、保険契約申込書の電子化を進めており、契約照合作業の迅速化と契約情報管理の強化を図っています。

### 3 システムリスク

当社のコンピュータ・情報システムについての誤作動・停止、不正使用、セキュリティ対策不備などによって、当社が損失を被るリスクをいいます。これらのリスクに対応するため、当社では基幹システムの管理を第一級の情報管理会社へ委託し、システムバックアップ、障害対策ならびにウイルスの監視等を実施しています。社内システムには厳格なファイアウォールの設定、ウイルス対策ソフトの導入、ID・パスワードによるアクセス管理を導入し、また、代理店用のオンライン契約計上システムにはデジタル認証による端末のアクセス制限を採用して、不正利用からの防御を実施しています。

### 4 資産運用リスク

少額短期保険業者においては資産運用が預貯金、国債および地方債に限定されています。当社は預貯金による資産の運用を原則としており、財務経理部がこれを一元管理し、流動性と安定した運用益の確保を行っています。

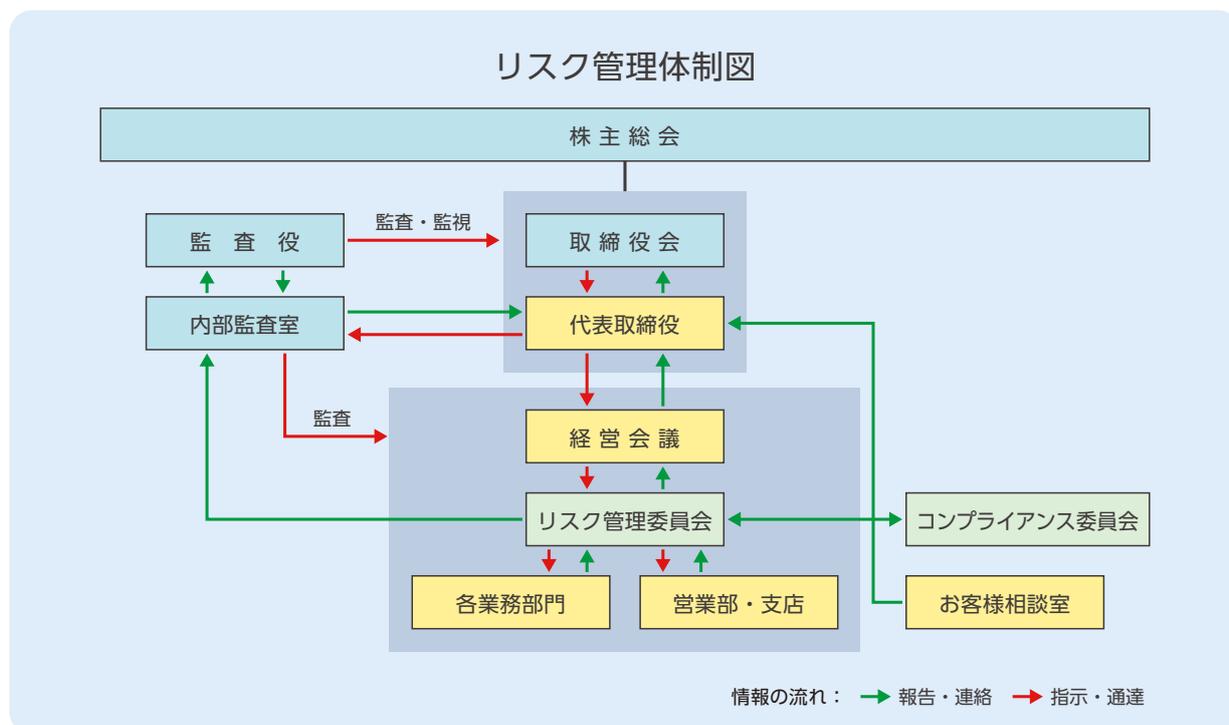
### 5 流動性リスク

予測が困難な外的要因等により当社の保険料収入等の状況が大幅に悪化し、資金繰りに支障をきたした場合は、経営に重大な影響を及ぼすばかりか顧客保護に欠くおそれも生じることから、日頃より資金繰りの状況に注視し、不測の事態にも対応できるよう適切にリスク管理を行っています。

### 6 総合的リスク管理体制(ERM)の整備

当社は前述のリスクを統合的に管理するため、以下の整備を行います。

- ① 全社的リスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する対応の基本方針等を定める。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理委員会が各種リスクの統合管理・リスク管理に関する対策をとりまとめ取締役会に提言する。
- ③ 取締役会は、上記委員会での提言を受け、各種リスクに係る管理・運営の施策を決定する。
- ④ 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理態勢を構築する。



## 7 再保険

- ① 当社の再保険に関する基本方針は、財務上の健全性と長期的に安定した経営を確保し、少額短期保険業者としてすべての保険契約者・被保険者に対する保険契約上の責務を確実に履行してゆくため、当社の保有するリスクを適切に管理し、有効な再保険カバーによるリスクの転嫁・軽減に努めるとしています。
- ② 再保険先の選考にあたっては、格付け機関から一定以上の格付けを有し、再保険市場において長期にわたる実績があり、信頼性と安定性について一定の評価を得ていることを条件としています。
- ③ 主要な集積リスクである台風災害リスクについても、当社自己資産に比較して十分に低いものとなるよう一定割合を再保険に付しています。

(2018年3月31日現在)

出再先保険会社の名称
トーア再保険株式会社
トランスアトランティック リンシュアランスカンパニー
ハノーバー リンシュアランスカンパニー

## お客様の声に対する適切な対応

当社では『お客様相談室』を設け、お客様からのご不満、ご意見、ご要望等をお受けし、関係部門と連携して迅速な問題解決に努めています。

また、お客様からの貴重なご意見等は社内の各部門ならびに取締役会で情報を共有し、当社の商品、サービス業務プロセスの改善に活かしてまいります。

「お客様の声」は下記から受け付けしています。

お電話からの受付： **0120-080-828**  
(カスタマーセンター) 平日(月～金)9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

ホームページからの受付：<https://www.n-ssi.co.jp/voice>  
当社ホームページ：HOME ▶ お問い合わせ ▶ お客様の声

## 指定紛争解決機関(ADR)

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「一般社団法人日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題解決のできない場合や、少額短期保険全般に関するご相談・苦情処理・紛争解決については、下記『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 『少額短期ほけん相談室』

電話番号： **0120-82-1144**  
FAX 番号：03-3297-0755  
受付時間：9:00～12:00 / 13:00～17:00  
受付日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始休業期間を除く)  
住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8  
ホームページ：<http://www.shougakutanki.jp/>

## 個人情報に関する取り扱い

当社は、個人情報の重要性に鑑み、また、事故・事件を未然に防ぎ、安心してサービスをご利用いただける環境、体制を構築すべく、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)、その他の法令、ガイドライン等を遵守するほか、次のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報ならびに個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)の保護に努めます。

### 1 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段によって、個人情報を取得します。

### 2 利用目的の通知等

当社は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的をご本人に通知し、またはホームページ等に公表します。

### 3 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下の範囲において、適法かつ公正に利用いたします。なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

- ① 適正な保険契約の引き受けおよびそれに関連する業務
- ② 適正な保険金のお支払いおよびそれに関連する業務
- ③ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関連する業務
- ④ 保険契約の満期・契約更新のご案内、当社もしくはその関連会社の各種商品・サービスのご紹介
- ⑤ その他、当社の少額短期保険事業遂行に関連・付随する業務
- ⑥ 統計資料の作成
- ⑦ その他これに付随する業務および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行

### 4 個人データの第三者提供および第三者からの取得

- ① 当社は、以下の場合を除き、個人データを第三者に提供することはありません。
  - ご本人の同意がある場合
  - 各種法令に基づく場合
  - 支払時情報交換制度を利用する場合
  - 業務上必要な範囲で、当社業務取引先(再保険会社)ならびに業務委託先(少額短期保険代理店、メール発送業者、情報処理業者、集金代行業者、損害調査会社、損害保険鑑定人等)に提供する場合
  - 当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合
  - その他当社グループ各社の定めに基づき共同利用を行う場合
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

### 5 個人データおよび特定個人情報等の取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 6 個人情報の共同利用

当社は、当社が保有する下記①に記載の個人情報を、下記②記載の者を共同利用者として共同利用させていただくことがあります。

ただし、下記①①に記載の採用応募者に関する個人情報については、下記③②に記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いをします。

### ① 共同利用される個人データの項目

- ア 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する事項
- イ お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する事項
- ウ 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

### ② 共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されている SBI グループ企業(以下「SBI グループ企業」といいます。)

なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

### ③ 共同利用の目的

- ア SBI グループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合  
SBI グループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ SBI グループ企業とのお取引の遂行  
SBI グループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBI グループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため
- ウ SBI グループ企業の広告宣伝またはマーケティング
  - SBI グループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
  - SBI グループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
  - 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBI グループ企業の運営する Web サイトの閲覧履歴などに応じて、SBI グループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
  - SBI グループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
  - アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
- エ お問い合わせへの対応  
SBI グループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため
- オ 求人、採用  
SBI グループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報は、SBI グループ企業の人事採用選考活動のため
- カ その他業務に付随する場合  
上記アからオに付随して、SBI グループ企業のサービス提供にあたって必要な利用
- キ その他  
SBI グループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該 SBI グループ企業が提供するサービスの Web サイト上にその旨を掲載いたします。

### ④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

SBI ホールディングス株式会社

### ⑤ 共同利用に関するお問い合わせ先

SBI ホールディングス株式会社 総務人事部 TEL:03-6229-0100(代表)

## 7 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当社は、健康状態、病歴等の機微(センシティブ)情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

## 8 特定個人情報等の取り扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社グループは、その目的を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

## 9 保有個人データおよび特定個人情報等の通知、開示・訂正等、利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正(追加・削除を含む)・利用停止(消去を含む)等に関するご請求については、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。

具体的なお請求については、12「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

## 10 個人データおよび特定個人情報等の管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等を正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏えい等、滅失または毀損が発生しないよう取扱規程および安全管理措置等の整備に万全を期します。また、当社は、個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施します。

## 11 匿名加工情報の取り扱い

### ① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の基となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

### ② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

## 12 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取り扱い等に関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取り扱い等に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

日本少額短期保険株式会社

カスタマーセンター



0120-080-828

平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

## 13 継続的改善の実施

当社では、個人情報の取り扱いに関して利用目的の変更、安全性向上、関連法令および規範の改訂に応じて定期的に見直し、継続的改善に取り組みます。また、当「個人情報保護方針」を改訂する場合があります。その場合は、ホームページ等により公表します。

## 情報開示

当社は、当社の契約者、代理店、株主をはじめ、一般消費者ならびに地域社会の皆様の当社の事業に対する理解を促進し、適正なご評価をいただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社の事業に関する重要な情報の適切な開示に努めています。当社のホームページには、商品・サービス・お手続き方法や会社情報などの情報や、当社からのお知らせを掲載しています。



● ディスクロージャー誌



● ホームページ (<https://www.n-ssi.co.jp>)

## 勧誘方針

当社では、お客様への販売・勧誘にあたって『金融商品の販売等に関する法律』に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売に努めます。

保険等の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行います。

### 1 適切な商品のご案内と分かりやすい説明に努めます。

- ① お客様の保険商品に関する知識、ご経験、ご購入目的等に留意し、商品内容やリスク内容等について充分理解いただけるように、適切なお説明を心掛けるとともに、お客様のご意向と実情に適した商品のご案内に努めてまいります。
- ② お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。

### 2 商品のご案内はお客様の立場に立って行います。

商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めます。

### 3 お客様の満足を追求します。

- ① お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。
- ② 万一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いの手続きにあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
- ③ お客様に対する適正な金融商品の販売を確保するため、関係法令や商品に関する知識の習得に努めます。

## 保険募集制度

当社は賃貸入居者と賃貸事業者に特化した保険商品「賃貸住宅総合保険」「新・賃貸事業者総合保険」を販売し、また、バイク専用保険である「HARLEY | 車両+盗難保険™」「みんなのバイク保険」、スポーツサイクル専用保険である「みんなのスポーツサイクル保険」等の販売を行っておりますが、これら商品のほとんどは、当社と代理店委託契約を締結した不動産業、不動産管理業者および二輪車販売ディーラーによって取り扱われています。当社では、これら保険の販売に携わる代理店の、法令に基づいた適正な保険募集を推進し、ご契約者様へのサービス向上を図るため、代理店指導、研修態勢を確立しています。

	2017年3月31日現在	2018年3月31日現在
当社代理店数	2,618店	2,784店

### 1 代理店登録および届出

当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づく内閣総理大臣への登録を受けることが義務付けられており、また実際にお客様へ保険契約の手続きを行なう保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出を行わなければなりません。

### 2 代理店の業務

代理店は当社に代わって、お客様に適切な保険商品をおすすめし、お客様のご意向を確認したうえで保険契約を締結し、保険料をお預かりします。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明しています。また、下記の確認手続きも行っています。

- ① 保険業法ならびに関係法令に規定された同一の契約者についてのすべての被保険者の総数（100名）もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数の限度に関する確認
- ② 保険業法ならびに関係法令に規定された同一の被保険者に関する引受金額の上限の確認

### 3 代理店教育・代理店表彰制度

お客様との保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令遵守の徹底を目的として、「保険募集コンプライアンスマニュアル」を作成し、保険募集人の研修に使用しています。また、常に適正な保険募集を行い、かつ多くの保険契約を獲得し当社代理店の規範となる代理店を年度ごとに表彰する制度を導入しています。

### 4 代理店点検・監査の実施

当社代理店の日常業務が適正に行われているかを確認するため、当社営業職員による「代理店点検」を実施しており、さらに経営企画部による「代理店監査」、内部監査室による実施状況の確認と、スリーディフェンスラインのチェック体制で、代理店の法令遵守状況や業務遂行状況の実態を把握するとともに、業務適正化の指導を行っています。

## CSR(企業の社会的責任)の取り組み

当社は、社会の一構成要素としての社会性を認識し、さまざまなステークホルダー(利害関係者)の要請に応えながら、社会の維持・発展に貢献していくとともに、「顧客中心主義」の基本観に基づき、社会的信用の獲得に向けた事業を展開しています。

### 1 ペーパーレス化による CO<sup>2</sup> 排出量の削減

当社は、保険証券や申請書類などのペーパーレス化を推進し、CO<sup>2</sup> 排出量の削減による環境保全に取り組んでいます。

### 2 復興支援プロジェクト

当社は、ペーパーレス化により削減された印刷費用などの一部を復興支援プロジェクトとして、一般社団法人 日本少額短期保険協会を通じて公益財団法人みちのく未来基金に継続的に寄付を行うことによる社会貢献活動に取り組んでいます。

## 働きやすい環境づくりの取り組み

当社は、男女問わず従業員の仕事と家庭との両立を支援しています。

女性の視点を生かし女性が活躍することが当社の成長につながると考え、女性活躍促進に向けた環境の整備として、出産休暇、育児休職期間や短時間勤務制度、育児のための所定外労働の免除などを設け、結婚・出産後も安心して働けるよう制度の充実に努めています。

また、男性社員への子育て期労働者の諸制度の周知を強化し、社員の意識改革を更に推進するなか、男性の育児休業取得、所定外労働の免除制度など実績もあり、より取組内容を充実させるため、大阪府「男女いきいき元気宣言」、大阪市「女性活躍リーディングカンパニー」の申請を行い、事業者登録されています。

### 1 大阪府男女いきいき・元気宣言



大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取り組みを進める意欲のある事業者を一定の基準を設け登録し、その取り組みを応援する制度です。

#### 本制度の活用

本制度に登録できたことで、ダイバーシティ促進へ向けての情報が豊富に入手ができています。それを活かし、職場、そして事業全体を活性化させ、新たな付加価値や競争力を生み出す取り組みを行っています。

### 2 大阪市女性活躍リーディングカンパニー



大阪市が女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等を一定の基準に則り認証する制度です。

#### 本制度の活用

本制度の認証に向けた取り組みが、管理職を含めた、活躍する女性社員を増やすための環境整備が行えました。また、認証事業者への情報を参考に、より女性活躍促進ができる職場を目指し、取り組みを行っています。

# 商品・サービス

## 保険商品

現在、当社では「みんなの部屋保険G3 (ジースリー)」[みんなのテナント保険][HARLEY | 車両+盗難保険™][みんなのバイク保険][YSP 車両保険][みんなのスポーツサイクル保険][優良リフォーム工事保険][雨もり保険レインガード]を販売しています。

### 1 賃貸向け保険

- ① 賃貸住宅向けの賃貸住宅総合保険 2017「みんなの部屋保険 G3 (ジースリー)」は、偶然な事故による壁紙・床など内装の破損・汚損に関する修理費用や電氣的・機械的事故によるエアコン・コンロなど付属設備の故障に関する修理費用の補償を追加したことに加え、入居者の死亡による原状回復費用や遺品整理費用に関する補償を拡充するなど、借戸室に関する補償に特化していることが特長です。

賃貸住宅総合保険 2017「みんなの部屋保険 G3 (ジースリー)」

**みんなの部屋保険 G3**

保険金の種類	補償内容	
家財	次の事故によって家財(保険の目的)に発生した損害に対して、再調達価額により保険金をお支払いします。 火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、物体の飛来・落下等、水濡れ、騒じょう、盗難、水災、雨漏り	
修理費用保険金	借戸室に次の損害が生じ、被保険者が借戸室の貸主との契約に基づき修理した場合に、保険金をお支払いします。 ● 火災、風災、盗難等による借戸室の損害 ● 凍結による専用水道管の損害 ● 偶然な事故による洗面台・便器・浴槽の損害 ● その他偶然な事故による借戸室の損害 ● 電氣的・機械的事故による付属設備の損害 など	
失火見舞費用保険金	借戸室から火災、破裂・爆発を発生させ、第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金等の費用に対して保険金をお支払いします。	
残存物取片付費用保険金	損害を受けた家財の残存物の取り片づけに必要な費用に対して保険金をお支払いします。	
被災転居費用保険金	家財に関する損害保険金または水害保険金が支払われ、かつ、借戸室が半損以上となった場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。	
盗難転居費用保険金	借戸室内への不法侵入があり、かつ、盗難保険金が支払われる場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。	
臨時宿泊費用保険金	損害保険金、盗難保険金または水害保険金が支払われる場合において、飲用水、電気もしくはガスの供給停止等により借戸室に居住することができなくなったために支出した臨時宿泊費用に対して保険金をお支払いします。	
再発防止費用保険金	損害保険金または専用水道管の凍結に対する修理費用保険金が支払われる場合において、事故日から 180 日以内に支出したその事故の再発防止のために必要かつ有益な費用に対して保険金をお支払いします。	
損害防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発による事故で費消した消火器の再取得費用など、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用に対して保険金をお支払いします。	
賃貸住宅総合賠償責任特約 2017	借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発、水漏れまたは被保険者の死亡によって借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
	個人賠償責任保険金	借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊、もしくは借戸室の属する建物の敷地内における被保険者の日常生活に起因する偶然な事故による借戸室の属する建物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ② テナント向けの新・賃貸事業者総合保険「みんなのテナント保険」は、設備・備品を時価額による実損払で補償することに加え、借家人賠償責任、施設・漏水賠償責任といった事業にともなう賠償責任リスクもカバーしています。

### 新・賃貸事業者総合保険「みんなのテナント保険」

## みんなのテナント保険

保険金の種類		補償内容
設備・備品		次の事故によって設備・備品(保険の目的)に発生した損害に対して、時価額により保険金をお支払いします。 火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、物体の飛来・落下等、水濡れ、騒じょう、盗難、水災
修理費用保険金		借用施設に次の損害が生じ、被保険者が借用施設の貸主との契約に基づき、自己の費用で現実これに損害発生直前の状態に復旧するために修理した場合に、保険金をお支払いします。 ● 火災、風災、盗難等による借用施設の損害 ● 凍結による専用水道管の損害
災害見舞保険金		設備・備品が損害を受けたため支出を余儀なくされた費用および損害前の状態に復旧するために生じた費用に対して保険金をお支払いします。
失火見舞費用保険金		借用施設から火災、破裂・爆発を発生させ、第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金等の費用に対して保険金をお支払いします。
残存物取片付費用保険金		損害を受けた設備・備品の残存物の取り片づけに必要な費用に対して保険金をお支払いします。
仮事務所手配費用保険金		損害保険金、盗難保険金または水害保険金が支払われ、かつ、借用施設が半損以上となった場合に、臨時に賃貸物件を賃借するために支出した仲介手数料および礼金に対して保険金をお支払いします。
損害防止費用保険金		火災、落雷、破裂・爆発による事故で費消した消火器の再取得費用など、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用に対して保険金をお支払いします。
新・賃貸事業者 総合賠償 責任担保特約	借家人賠償 責任保険金	火災、破裂・爆発もしくは借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れによって借用施設に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
	施設・漏水賠償 責任保険金	借用施設の使用または管理に起因する事故もしくは借用施設の用法にともなう業務の遂行に起因した事故による他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 2 バイク・自転車保険

- ① 車両専用保険「みんなのバイク保険」は、新車・中古車にかかわらず単独加入が可能なバイク向け車両保険となり、ユーザーは、交通事故による「全損」・「半損」、「盗難」に対応する3つの特約を組み合わせることで、自身の補償ニーズに合わせて補償内容をカスタマイズすることができます。(※組み合わせには一定の条件があります。)当社独自の商品のため、初度登録からの経過年数にかかわらずバイクの購入金額を補償できること、保険金を支払っても任意保険の等級制度に影響しないことが特長となります。



### 車両専用保険「みんなのバイク保険」

保険金の種類	補償内容
車両全損特約	交通事故によりバイクが全損になった場合に、保険金をお支払いします。 ● 交通事故証明書が発行されたことを条件とします。 ● 「全損」とは、バイクの損害を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額の80%を超える場合をいいます。 ● 保険金の支払額は、保険金額の100%とします。 ● 全損特別見舞金として5万円を加算してお支払いします。
車両半損特約	交通事故によりバイクが半損になった場合に、保険金をお支払いします。 ● 交通事故証明書が発行されたことを条件とします。 ● 「半損」とは、修理費が協定保険価額の50%を超えて80%までの場合をいいます。 ● 保険金の支払額は、保険金額の50%とします。
車両盗難特約	バイクが盗まれたり、盗難による損壊等が原因で全損になったりした場合に保険金をお支払いします。 ● 盗難の被害届が所轄警察署にて受理されたことを条件とします。 ● 「全損」とは、バイクの損害を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額の80%を超える場合をいいます。 ● 保険金の支払額は、保険金額の100%とします。

- ② 車両専用保険「みんなのスポーツサイクル保険」は、ロードバイク・マウンテンバイク・クロスバイクなどのスポーツ自転車向け車両保険となり、スポーツ自転車ユーザーにとって気になる「盗難」に加え、ツーリング時の交通事故による「全損」・「半損」の補償をセットで販売している。購入時からの経過年数にかかわらず購入金額を補償できること、嗜好性の強いサイクリストにとって補償ニーズが高いサイクルコンピューター等の付属品も補償できることが特長となります。



車両専用保険「みんなのスポーツサイクル保険」

保険金の種類	補償内容
車両全損特約	交通事故により自転車が全損になった場合に、保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故証明書が発行されたことを条件とします。</li> <li>● 「全損」とは、自転車の損害を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額の 80% を超える場合をいいます。</li> <li>● 保険金の支払額は、保険金額の 100% とします。</li> </ul>
車両半損特約	交通事故により自転車が半損になった場合に、保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故証明書が発行されたことを条件とします。</li> <li>● 「半損」とは、修理費が協定保険価額の 50% を超えて 80% までの場合をいいます。</li> <li>● 保険金の支払額は、保険金額の 50% とします。</li> </ul>
車両盗難特約	自転車が盗まれたり、盗難による損壊等が原因で全損になったりした場合に保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 盗難の被害届が所轄警察署にて受理されたことを条件とします。</li> <li>● 「全損」とは、自転車の損害を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額の 80% を超える場合をいいます。</li> <li>● 保険金の支払額は、保険金額の 100% とします。</li> </ul>

- ③ その他の車両専用保険として、下記商品を販売しています。

HARLEY | 車両 + 盗難保険™

YSP 車両保険

ハーレーオーナー限定の保険です。交通事故による全損に対応する「車両全損特約」、半損に対応する「車両半損特約」、盗難に対応する「車両盗難特約」の 3 つの特約を組み合わせることで補償内容をカスタマイズできる新しいタイプの保険です。

ヤマハバイク専門ディーラー【YSP | ヤマハスポーツプラザ】専用の保険です。交通事故による全損に対応する「車両全損特約」、半損に対応する「車両半損特約」の 2 つの特約を組み合わせることで補償内容をカスタマイズできる新しいタイプの保険です。

3 法人向け賠償責任保険

賠償責任保険+リフォーム工事賠償責任特約「優良リフォーム工事保険」は、リフォーム工事に関する賠償責任リスクからリフォーム業者を守る保険商品となり、保険金支払時の自己負担額である免責金額が設定されていないことや、加入時にリフォーム工事の年間請負額を申告することで保険料が確定し、年間請負額が変動したとしても保険期間中の保険料の追徴・返戻、保険期間満了後の保険料の精算など保険契約者にとって面倒な手続きが不要であることが特長となります。

賠償責任保険 +  
リフォーム工事賠償責任特約「優良リフォーム工事保険」

優良リフォーム工事保険

保険金の種類	補償内容
リフォーム工事賠償責任特約	日本国内において保険期間中に発生した次の事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者（リフォーム業者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者のリフォーム工事遂行に起因する偶然な事故</li> <li>● 被保険者が所有、使用または管理する施設において発生した、リフォーム工事の遂行に直接起因する偶然な事故</li> <li>● 被保険者が行ったリフォーム工事の結果に起因して、リフォーム工事の終了または放棄の後の保険期間中に生じた偶然な事故</li> </ul>

## 4 建物費用保険

建物費用保険「雨もり保険レインガード」は、中古戸建住宅の購入者にとって気になる「雨漏り」に加え、電気設備・ガス設備・空調設備等の「設備の故障」や「シロアリ」の調査費用・駆除費用など幅広い補償を組み込み、中古戸建住宅に生じる費用リスクからオーナーを守る保険商品となり、特段の建物状況調査（インスペクション）を受けなくても加入できることが特長となります。（後述の「シロアリ費用補償特約」を除く。）



### 建物費用保険「雨もり保険レインガード」

保険金の種類	補償内容
建物修理費用補償特約	<p>雨漏りによって損害が発生した天井や壁などの修理費用、雨漏りの損害拡大防止費用、雨漏りの原因箇所の修復費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「雨漏り」とは、雨が意図しない箇所から建物内部に侵入・浸水することをいい、建物の開口部などから吹き込み、浸み込み、漏入した場合などを除きます。</li> </ul>
建物附属設備修理費用補償特約	<p>雨漏りや電氣的または機械的事故によって損害が発生した給湯器など建物附属設備の修理費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「電氣的または機械的事故」とは、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働にともなって発生した事故をいいます。</li> <li>● 「建物附属設備」とは、電気設備、ガス設備、空調設備（冷房・暖房）、給排水・衛生・消火設備、保安設備、昇降設備その他これらに類する設備など、建物の機能を維持するために建物に附属または設置された設備、装置、機械、機器等（保険の目的の取得時にすでに設置されている建物の機能を維持するための家庭用電化製品を含む。）で被保険者が所有するものをいいます。（具体的な建物附属設備については約款の別表に記載しています。）なお、その設置場所の屋内外は問いません。</li> </ul>
シロアリ費用補償特約	<p>建物内にてシロアリが発見された場合の調査費用やその駆除費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シロアリ費用補償特約の付帯には、売買契約時にシロアリ検査を受けたうえでシロアリ検査報告書を提出することが必要となります。</li> </ul>

## 保険金支払いと損害サービス

保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速な保険金の支払いが行われるよう基本方針を策定し、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

### 1 損害サービスの基本方針

- ① 迅速、的確な損害調査を行い、公平、公正な保険金支払業務を遂行すること
- ② 被保険者および代理店に対して、処理経過の適切な報告を行うこと
- ③ 常に親切かつ適切なサービス対応を心掛け、被保険者および代理店から高い信頼を獲得すること

### 2 適正な保険金支払いのための体制

- ① 保険金等支払管理規程を定め、保険金の不払い、未払い、誤払いを防止するための実務手順を確立しています。
- ② 保険金支払拒絶案件について、その請求内容および当社の判断の妥当性を再検討するため、コンプライアンス委員会にて該当案件の保険金支払検証を行っています。
- ③ 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

### 3 損害調査要員の研修

損害サービス部の役職員に対し、損害サービス業務に関する事務研修および個人情報の保護などに関する法令等の遵守研修を毎年実施しています。

### 4 業務運営

当社は、損害サービス業務において事故受付業務をタイムズコミュニケーション株式会社へ、損害調査業務を株式会社アイカムに委託しています。当社は委託先へ定期的に訪問し監督と指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、被保険者の保護に欠けることのないよう日常業務を管理しています。

# 業績データ

## 2017年度 業務の状況を示す主な計数

2018年3月31日現在

(単位：千円・%・件・人)

項目	2015年度		2016年度		2017年度		
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減額(幅)	増減率
経常収益	8,925,857	7.3	9,214,459	3.2	10,041,159	826,700	9.0
うち保険料	4,612,291	6.0	4,925,877	6.8	5,285,480	359,603	7.3
経常費用	8,700,943	6.9	8,927,627	2.6	9,715,113	787,486	8.8
うち保険金等	710,522	21.2	701,396	△1.3	813,219	111,823	15.9
うち解約返戻金等	222,688	9.1	244,562	9.8	254,087	9,525	3.9
うち事業費	3,159,630	7.3	3,294,668	4.3	3,575,350	280,682	8.5
経常利益	224,914	24.5	286,832	27.5	326,046	39,214	13.7
当期純利益	143,764	31.4	292,403	103.4	229,302	△63,101	△21.6
正味収入保険料	214,897	10.6	228,896	6.5	255,086	26,190	11.4
正味支払保険金	35,495	26.0	35,136	△1.0	40,640	5,504	15.7
正味事業費	△17,747	△71.4	△90,332	409.0	△165,647	△75,315	△83.4
総資産	1,883,523	8.0	1,986,683	5.4	2,353,001	366,318	18.4
純資産額	707,298	25.1	730,635	3.3	959,938	229,303	31.4
保険業法上の純資産額	743,309	24.8	773,014	4.0	1,009,376	236,362	30.6
現金及び現金同等物の期末残高	1,185,500	11.4	1,333,446	12.5	1,510,964	177,518	13.3
有価証券残高	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金	236,740	△8.3	240,769	1.7	289,755	48,986	20.3
うち普通責任準備金	200,730	△12.0	198,391	△1.2	240,317	41,926	21.1
うち異常危険準備金	36,010	19.6	42,378	17.7	49,437	7,059	16.7
うち契約者配当準備金	-	-	-	-	-	-	-
資本金	190,000	0	190,000	0	190,000	0	0
(発行済株式の総数 株)	3,800	0	3,800	0	3,800	0	0
自己資本	707,298	25.1	730,635	3.3	959,938	229,303	31.4
供託金	19,000	-	20,000	5.3	21,000	1,000	5.0
元受損害率	16.1	14.2	14.9	△6.8	16.2	1.3	8.7
元受事業費率	71.9	1.4	70.3	△2.2	71.0	0.7	1.0
元受合算率	88.0	3.5	85.2	△3.2	87.1	1.9	2.2
正味損害率	16.5	14.6	15.3	△6.7	15.9	0.6	3.9
正味事業費率	△8.2	△74.3	△39.4	380.5	△64.9	△25.5	△64.7
正味合算率	8.3	△147.4	△24.1	△390.4	△49.0	△24.9	△103.3
経常利益率	2.5	13.6	3.1	24.0	3.2	0.1	3.2
自己資本比率	37.6	16.0	36.7	△2.1	40.7	4.0	10.9
ソルベンシーマージン比率	863.8	27.4	1,196.0	38.5	1,570.1	374.1	31.3
一株当たり当期純利益	37	31.4	76.0	105.4	60.0	△16.0	△21.1
一株当たり配当金	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
配当性向	1.3	△23.5	1.0	△23.1	0.0	△1.0	△100.0
内部留保率	98.6	0.4	99.3	0.7	100.0	0.7	0.7
年間収受保険料	3,392,274	6.0	3,613,864	6.5	3,996,084	382,220	10.6
契約件数	477,988	6.2	508,306	6.5	539,572	31,266	6.2
被保険者数(保険の相手方)	657,354	△0.4	750,926	14.2	795,308	44,382	5.9

(単位：人・%・社・店)

項目	2015年度		2016年度		2017年度		
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減額(幅)	増減率
役員数	5	0.0	5	0.0	4	△1	△20.0
内勤職員数	44	0.0	25	△43.2	31	6	24.0
営業職員数	28	7.7	45	60.7	43	△2	△4.4
支店数	3	0.0	3	0.0	3	0	0.0
支社数	0	-	0	-	0	0	-
代理店数	2,470	7.3	2,618	6.0	2,784	166	6.3

(備考) 役員数は常勤・非常勤を含んだ人数としています。2016年度より営業推進部員と営業サポート員を営業職員として区分しています。

## ■ 主な業務の状況を示す指標等

### 1. 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	正味収入保険料の額	224,218	246,303
	元受正味保険料の額	4,624,939	4,919,708
車 両	正味収入保険料の額	4,626	8,631
	元受正味保険料の額	55,529	108,647
賠 責	正味収入保険料の額	50	151
	元受正味保険料の額	845	3,037

### 2. 保険種目の区分ごとの支払再保険料の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	支払再保険料の額	4,400,741	4,673,405
車 両	支払再保険料の額	50,882	100,016
賠 責	支払再保険料の額	795	2,885

### 3. 保険種目の区分ごとの保険引受利益の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	保険引受利益の額	359,545	375,954
車 両	保険引受利益の額	△3,355	23,335
賠 責	保険引受利益の額	78	485

### 4. 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	正味支払保険金の額	34,296	38,436
	元受正味保険金の額	684,600	769,122
車 両	正味支払保険金の額	824	2,093
	元受正味保険金の額	16,487	41,878
賠 責	正味支払保険金の額	15	110
	元受正味保険金の額	308	2,217

### 5. 保険種目の区分ごとの回収再保険金の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	回収再保険金の額	650,304	730,686
車 両	回収再保険金の額	15,662	39,784
賠 責	回収再保険金の額	293	2,106

## ■ 保険契約に関する指標

### 1. 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者(社員)配当金の額

(単位：千円)

保険種目	内 訳	2016 年度	2017 年度
火 災	契約者(社員)配当金の額	-	-
車 両	契約者(社員)配当金の額	-	-

### 2. 保険種目の区分ごとの正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率

(単位：%)

保険種目	内 訳	2016 年度	2017 年度
火 災	正味損害率	15.2	15.6
	正味事業費率	△45.7	△60.6
	合算率	△30.5	△45.0
車 両	正味損害率	17.7	24.2
	正味事業費率	260.7	△179.5
	合算率	278.4	△155.3
賠 責	正味損害率	30.4	73.0
	正味事業費率	261.3	△488.5
	合算率	291.7	△415.5

### 3. 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料(当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ)に対する割合及び事業費の既経過保険料に対する割合並びにその合算率

(単位：%)

保険種目	内 訳	2016 年度	2017 年度
火 災	元受損害率	14.8	15.6
	元受事業費率	70.4	71.8
	合算率	85.2	87.4
車 両	元受損害率	29.6	38.5
	元受事業費率	67.6	36.8
	合算率	97.2	75.3
賠 責	元受損害率	36.5	73.0
	元受事業費率	77.9	48.4
	合算率	114.4	121.4

### 4. 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等(第 211 条の 52 において準用する第 71 条第 1 項各号に掲げる者をいう。次号及び第 6 号において同じ)の数

(単位：社)

	2016 年度	2017 年度
当該再保険を引き受けた主要な保険会社等	4	3

### 5. 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める 4 の保険会社等に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

	2016 年度	2017 年度
保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める 4 の保険会社等に対する支払再保険料の割合	100.0	100.0

6. 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合（単位：％）

	2016年度	2017年度
格付区分	A+	A+
割合	98.9	98.0
格付区分	AA-	A+
割合	1.0	1.0
格付区分	AA-	AA-
割合	0.1	0.9

7. 未だ収受していない再保険金の額（単位：千円）

	2016年度	2017年度
未だ収受していない再保険金の額	115,853	167,325

## ■ 経理に関する指標等

1. 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額（単位：千円）

保険種目	内 訳	2016年度	2017年度
火 災	支払備金の額	14,386	20,363
	責任準備金の額	239,736	287,428
車 両	支払備金の額	240	1,047
	責任準備金の額	1,031	2,319
賠 責	支払備金の額	77	469
	責任準備金の額	1	7

2. 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高（単位：千円）

	2016年度	2017年度
利益準備金	1,900	1,900
任意積立金	-	-

3. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動（単位：千円）

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇したと仮定します		
計算過程	経常利益の減少額＝増加する発生損害額＝既経過保険料×1%となります		
	2016年度	2017年度	
経常利益の減少額	2,220	2,525	

## ■ 資産運用に関する指標等

1. 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託（外貨建てのものを除く）、有価証券、運用資産計、総資産の区分ごとの残高及び総資産に対する割合（単位：千円・％）

内 訳	2016年度		2017年度	
	金 額	割 合	金 額	割 合
現預金の額	1,333,327	67.1	1,510,964	64.2
金銭信託の額	-	-	-	-
有価証券の額	-	-	-	-
運用資産計	1,333,327	67.1	1,510,964	64.2
総資産の残高	1,986,683	-	2,353,001	-

2. 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託（外貨建てのものを除く）、有価証券、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り (単位：千円・%)

内 訳	2016 年度			2017 年度		
	金 額	利 息	利 回 り	金 額	利 息	利 回 り
現預金の額	1,333,327	1	0.0007	1,510,964	0	0.00001
金銭信託の額	-	-	-	-	-	-
有価証券の額	-	-	-	-	-	-
運用資産計	1,333,327	1	0.0007	1,510,964	0	0.00001
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	1,333,327	1	0.0007	1,510,964	0	0.00001

3. 保有有価証券の種類別（国債、地方債、政府保証債、証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券、合計の区分をいう）の残高及び合計に対する構成比 (単位：%)

	2016 年度	2017 年度
保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	-	-

4. 国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り (単位：%)

	2016 年度	2017 年度
国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り	-	-

5. 有価証券の種類別（国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券、合計の区分をいう）の残存期間別残高 (単位：%)

	2016 年度	2017 年度
有価証券の種類別の残存期間別残高	-	-

## ■ 責任準備金の残高

別表(第 211 条の 37 第 1 項第 3 号二関係(少額短期保険業者))

(単位：千円)

保険種目	年 度	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火 災	2016 年度	197,595	42,140	-	239,736
	2017 年度	238,492	48,935	-	287,428
車 両	2016 年度	795	236	-	1,031
	2017 年度	1,823	496	-	2,319
賠 責	2016 年度	0	1	-	1
	2017 年度	1	6	-	7

## ■ 法第 272 条の 28 において準用する法第 130 条第 1 号に係る細目

別表(第 211 条の 37 第 1 項第 3 号二関係(少額短期保険業者))

1. 第 211 条の 59 第 1 項第 1 号に規定する額

(単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
純資産の額	730,635	959,938

2. 第 211 条の 59 第 1 項第 2 号に規定する額

(単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
価格変動準備金の額	-	-

## 3. 第 211 条の 59 第 1 項第 3 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
異常危険準備金の額	42,378	49,437

## 4. 第 211 条の 59 第 1 項第 4 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
一般貸倒引当金の額	-	-

## 5. 第 211 条の 59 第 1 項第 5 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
その他の有価証券の評価差額	-	-

## 6. 第 211 条の 59 第 1 項第 6 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
保有する土地の時価と帳簿価額の差額	-	-

## 7. 平成 18 年金融庁告示第 14 号第 2 条第 3 項の規定により第 211 条の 59 第 1 項第 7 号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当金準備金の額	-	-
将来利益	-	-
税効果相当額	-	301,652
負債性資本調達手段等	告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの	-
	告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号ロに掲げるもの	-

※2017 年度より税効果相当額を計上しております。

## 8. 法第 272 条の 28 において準用する法第 130 条第 1 号に掲げる額のうち、1 から 7 までに掲げるもの以外のものの合計額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
1 から 7 までに掲げるもの以外のものの合計額	-	-

## ■ 法第 272 条の 28 において準用する法第 130 条第 2 号に係る細目

## 1. 第 211 条の 60 第 1 項に規定する額 (平成 18 年金融庁告示第 14 号第 3 条第 1 項第 2 号に規定する額を除く) (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
保険リスク相当額	76,124	86,826
一般保険リスク相当額	23,986	31,573
巨大災害リスク相当額	52,138	55,253

## 2. 第 211 条の 60 第 2 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
資産運用リスク相当額	70,221	103,220
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	13,333	15,108
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	56,852	87,258
再保険回収リスク相当額	25	853

## 3. 第 211 条の 60 第 3 号に規定する額 (単位：千円)

	2016 年度	2017 年度
経営管理リスク相当額	2,926	3,800

## 4. 平成 18 年金融庁告示第 14 号第 3 条第 1 項第 2 号に規定する額

## ● 一般保険リスク

(単位：千円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額
普通死亡リスク	危険保険金額	-	0.06%	Ⓐ -
災害死亡リスク	災害死亡保険金額	-	0.006%	Ⓑ -
災害入院リスク	災害入院日額総額 × 予定平均給付日数	-	0.3%	Ⓒ -
持病入院リスク	持病入院日額総額 × 予定平均給付日数	-	0.75%	Ⓓ -
その他の第一・第三分野リスク	異常危険準備金 積立限度額	-	100%	Ⓕ -
火災リスク	正味既経過保険料	62,684	12%	Ⓔ 7,522
	正味発生保険金	11,847	33%	
その他の第二分野リスク	正味既経過保険料	180,376	17%	Ⓖ 30,664
	正味発生保険金	35,969	34%	
一般保険リスク相当額	$\sqrt{(\text{A}+\text{B}+\text{C}+\text{D}+\text{E})^2+\text{E}^2+\text{G}^2}$			31,573

## ● 巨大災害リスク

(単位：千円)

リスクの種類	地震災害リスク相当額	風水災害リスク相当額
火災保険	-	55,253
その他の第二分野保険	-	-
合計額	-	55,253
巨大災害リスク相当額 (R <sub>4</sub> )	-	55,253

## ● 資産運用リスク

## ① 価格変動等リスク

(単位：千円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国債	-	1%	-
地方債	-	1%	-
政府保証債	-	1%	-
その他	-	1%	-
不動産	-	5%	-
価格変動等リスク相当額			

(備考) その他とは、保険業法施行規則第 211 条の 27 第 3 号に規定する「金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する債券（前各号に掲げるものを除く）」をいう（公社公団債）。国債を除く資産のうち、財務諸表等規則第 8 条第 20 項に規定するものは除く。

## ② 信用リスク

(単位：千円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額	
債券	ランク 1	-	0%	-
	ランク 2	-	1%	-
	ランク 3	-	4%	-
	ランク 4	-	30%	-
預貯金	ランク 1	-	0%	-
	ランク 2	1,510,828	1%	15,108
	ランク 3	-	4%	-
	ランク 4	-	30%	-
信用リスク相当額				15,108

(備考) 債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

## ③ 子会社等リスク

(単位：千円)

事業形態		リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
子会社	国内会社	株式	-	10%	-
		貸付金	-	1%	-
	海外法人	株式	-	15%	-
		貸付金	-	6%	-
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク 4 に該当する子会社		株式	-	100%	-
		貸付金	-	30%	-
子会社リスク相当額					-

(備考) 子会社とは、保険業法第 2 条第 12 項に規定する会社をいう。海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うものとする。

## ④ 再保険リスク

(単位：千円)

区分	出再割合	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額
出再に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	2,897,553	1%	28,975
	50%を超える部分	2,607,798	2%	52,155
出再に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	218,808	1%	2,188
	50%を超える部分	196,927	2%	3,938
再保険リスク相当額				87,258

## ⑤ 再保険回収リスク

(単位：千円)

	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額
再保険貸(外国再保険貸を含む)	85,386	1%	853

## ● 経営管理リスク

(単位：千円)

保険リスク相当額 (A)	86,826
資産運用リスク 相当額 (B)	103,220
リスク係数 (C)	2%
経営管理リスク相当額 (A + B) × C	3,800

(備考) 繰越利益剰余金(相互会社にあつては、当期末処分剰余金)が零を下回る少額短期保険業者においては、リスク係数を 3%とし、それ以外の少額短期保険業者においては、2%とする。

## 2018年3月期 決算報告書

当社の計算書類等については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

### 2017年度(2018年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：千円・%)

科 目	2016年度	2017年度		
	金 額	金 額	増減額(幅)	増減率
(資産の部)				
現金及び預貯金	1,333,446	1,510,964	177,518	13.3
現金	119	135	16	13.4
預貯金	1,333,327	1,510,828	177,501	13.3
有形固定資産	50,079	37,910	△12,169	△24.3
建物附属設備	13,866	11,767	△2,099	△15.1
リース資産	33,817	24,717	△9,100	△26.9
その他の有形固定資産	2,395	1,425	△970	△40.5
無形固定資産	134,852	142,676	7,824	5.8
ソフトウェア	134,702	142,526	7,824	5.8
その他の無形固定資産	150	150	0	0.0
代理店貸	71,406	136,544	65,138	91.2
再保険貸	2,549	85,386	82,837	3249.8
その他資産	347,119	404,405	57,286	16.5
未収金	240,592	294,091	53,499	22.2
前払費用	45,889	44,366	△1,523	△3.3
預託金	43,060	42,462	△598	△1.4
仮払金	6,647	8,875	2,228	33.5
その他の資産	10,930	14,609	3,679	33.7
繰延税金資産	27,230	14,112	△13,118	△48.2
供託金	20,000	21,000	1,000	5.0
資産の部 合計	1,986,683	2,353,001	366,318	18.4

(単位：千円・%)

科 目	2016年度	2017年度		
	金 額	金 額	増減額(幅)	増減率
(負債の部)				
保険契約準備金	255,474	311,636	56,162	22.0
支払備金	14,704	21,880	7,176	48.8
責任準備金	240,769	289,755	48,986	20.3
代理店借	235,813	228,024	△7,789	△3.3
再保険借	165,179	186,410	21,231	12.9
その他負債	561,578	628,723	67,145	12.0
未払法人税等	19,037	69,015	49,978	262.5
未払金	79,648	87,106	7,458	9.4
未払費用	22,736	27,914	5,178	22.8
預り金	2,590	6,919	4,329	167.1
リース債務	35,255	25,859	△9,396	△26.7
仮受金	397,386	411,035	13,649	3.4
その他の負債	4,923	872	△4,051	△82.3
賞与引当金	38,001	38,268	267	0.7
負債の部 合計	1,256,047	1,393,062	137,015	10.9
(純資産の部)				
資本金	190,000	190,000	0	0.0
利益剰余金	540,635	769,938	229,303	42.4
利益準備金	1,900	1,900	0	0.0
その他利益剰余金	538,735	768,038	229,303	42.6
繰越利益剰余金	538,735	768,038	229,303	42.6
株主資本合計	730,635	959,938	229,303	31.4
純資産の部 合計	730,635	959,938	229,303	31.4
負債及び純資産の部 合計	1,986,683	2,353,001	366,318	18.4

## ■ 2017 年度 貸借対照表に関する注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

その他の有形固定資産 3～8年

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

#### (2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

#### (4) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づき算出した金額を計上しております。

### 2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	金額
有形固定資産の減価償却累計額	58,186

### 3 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	金額
賞与引当金	10,699
責任準備金	2,974
その他	8,695
繰延税金資産 小計	22,370
評価性引当額	△8,257
繰延税金資産 合計	14,112

### 4 関係会社に対する金銭債務の総額

(単位：千円)

	金額
関係会社に対する金銭債務	12,519

### 5 資産除去債務に関する事項

当社は事務所の賃貸借契約に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によって処理しております。

## 6 支払備金及び責任準備金の内訳

(1) 支払備金 (単位：千円)

	金額
支払備金(出再支払備金控除前)	437,617
同上に係る出再支払備金	415,736
差引	21,880

(2) 責任準備金 (単位：千円)

	金額
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	4,806,348
同上に係る出再責任準備金	4,566,030
差引 <input checked="" type="checkbox"/>	240,317
その他責任準備金 <input type="checkbox"/>	49,437
合計( <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> )	289,755

## 7 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しており、また、借入による資金調達は予定しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,510,964	1,510,964	-
代理店貸	136,544	136,544	-
再保険貸	85,386	85,386	-
未収金	294,091	294,091	-
代理店借	228,024	228,024	-
再保険借	186,410	186,410	-
未払金	87,106	87,106	-
仮受金	411,035	411,035	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、代理店貸、再保険貸、未収金、代理店借、再保険借、未払金、仮受金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 8 1 株当たりの純資産額

252,615 円 34 銭

9 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# ■ 2017年度 [2017年4月1日から] 損益計算書 [2018年3月31日まで]

(単位：千円)

科 目	2016年度	2017年度		
	金 額	金 額	増減額(幅)	増減率
経常収益	9,214,459	10,041,159	826,700	9.0
保険料等収入	9,206,639	10,038,530	831,891	9.0
保険料	4,925,877	5,285,480	359,603	7.3
再保険収入	4,280,761	4,753,049	472,288	11.0
回収再保険金	666,260	772,578	106,318	16.0
再保険手数料	3,384,968	3,740,998	356,030	10.5
再保険返戻金	229,532	239,472	9,940	4.3
資産運用収益	1	0	△1	△100.0
利息及び配当金等収入	1	0	△1	△100.0
その他経常収益	7,818	2,629	△5,189	△66.4
経常費用	8,927,627	9,715,113	787,486	8.8
保険金等支払金	5,627,910	6,083,086	455,176	8.1
保険金等	701,396	813,219	111,823	15.9
解約返戻金等	243,116	251,752	8,636	3.6
その他返戻金	1,446	2,334	888	61.4
再保険料	4,681,951	5,015,780	333,829	7.1
責任準備金等繰入額	4,182	56,161	51,979	1242.9
支払備金繰入額	153	7,176	7,023	4590.2
責任準備金繰入額	4,029	48,985	44,956	1115.8
事業費	3,294,636	3,575,350	280,714	8.5
営業費及び一般管理費	3,227,509	3,502,134	274,625	8.5
税金	17,308	17,112	△196	△1.1
減価償却費	49,818	56,102	6,284	12.6
その他経常費用	896	514	△382	△42.6
経常利益	286,832	326,046	39,214	13.7
特別利益	117,326	-	△117,326	△100.0
役員退職慰労引当金戻入益	51,288	-	△51,288	△100.0
保険解約益	51,848	-	△51,848	△100.0
固定資産処分益	14,190	-	△14,190	△100.0
特別損失	1,786	432	△1,354	△75.8
固定資産処分損	1,786	432	△1,354	△75.8
税引前当期純利益	402,372	325,613	△76,759	△19.1
法人税及び住民税	29,753	83,193	53,440	179.6
法人税等調整額	80,215	13,117	△67,098	△83.6
法人税等合計	109,969	96,310	△13,659	△12.4
当期純利益	292,403	229,302	△63,101	△21.6

業績データ

## ■ 2017 年度 損益計算書に関する注記

### 1 収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料 (単位：千円)

	金額
保険料、再保険戻戻金及びその他再保険収入	5,524,953
再保険料及び解約戻戻金等の合計額	5,269,867
差引	255,086

(2) 正味支払保険金 (単位：千円)

	金額
保険金等	813,219
回収再保険金	772,578
差引	40,640

(3) 支払備金繰入額 (単位：千円)

	金額
支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	143,525
同上にかかる出再支払備金繰入額	136,349
差引	7,176

(4) 責任準備金繰入額 (単位：千円)

	金額
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	838,527
同上に係る出再責任準備金繰入額	796,600
差引 <input checked="" type="checkbox"/>	41,926
その他責任準備金繰入額 <input type="checkbox"/>	7,059
差引 ( <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> )	48,985

(5) 利息及び配当金等収入 (単位：千円)

	金額
預貯金利息	0
	0

### 2 関係会社との取引高

(単位：千円)

	金額
関係会社との取引による費用総額	49,927

### 3 1 株当りの当期純利益

60,342 円 81 銭

4 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## ■ 2016年度 [2016年4月1日から 2017年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期末首残高	190,000	760	516,538	517,298	707,298	707,298
修正再表示による 累積的影響額	-	-	△267,166	△267,166	△267,166	△267,166
修正再表示を反映した 当期末首残高	190,000	760	249,372	250,132	440,132	440,132
当期変動額	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	1,140	△3,040	△1,900	△1,900	△1,900
当期純利益	-	-	292,403	292,403	292,403	292,403
当期変動額合計	-	1,140	289,363	290,503	290,503	290,503
当期末残高	190,000	1,900	538,735	540,635	730,635	730,635

業績データ

## ■ 2017年度 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期末首残高	190,000	1,900	538,735	540,635	730,635	730,635
当期変動額	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	229,302	229,302	229,302	229,302
当期変動額合計	-	-	229,302	229,302	229,302	229,302
当期末残高	190,000	1,900	768,038	769,938	959,938	959,938

### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	3,800	-	-	3,800
普通株式	2,760	1,040	-	3,800
議決権制限付株式	1,040	-	1,040	-
合計	3,800	1,040	1,040	3,800

(注) 2017年9月19日開催の株主総会で議決権制限付き株式の発行を廃止し、全て普通株式としております。

**2** 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する配当金の総額、一株当たり配当額、基準日及び効力発生日

該当する事項はありません。

**3** 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについて、配当の原資、配当金の総額、一株当たり配当額、基準日及び効力発生日

該当する事項はありません。

**4** 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

**5** 剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

**6** 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# ■ 2017年度 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで] キャッシュ・フロー計算書

(間接法)

(単位：千円)

科 目	2016年度	2017年度
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	402,372	325,613
減価償却費	49,817	56,102
支払備金の増加額 (△は減少)	△211	7,176
責任準備金の増加額 (△は減少)	4,030	48,985
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	-	2
退職給付引当金の増加額 (△は減少)	△9,471	-
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)	△263,498	-
利息及び配当金等収入	△1	0
支払利息	95	134
有形固定資産関係損益 (△は益)	△12,403	△ 432
代理店貸の増加額 (△は増加)	△62,912	△ 65,138
再保険貸の増加額 (△は増加)	△2,549	△ 82,837
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	121,935	△ 57,656
代理店借の増加額 (△は減少)	△10,878	△ 7,788
再保険借の増加額 (△は減少)	1,118	21,230
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△3,356	17,166
その他	△8,332	323
小 計	215,756	262,880
利息及び配当金等の受取額	1	0
利息の支払額	△95	△ 134
その他	-	809
法人税等の支払額	△60,179	△ 33,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	155,483	230,340
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却・償還による収入	19,319	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 4,017
無形固定資産の取得による支出	-	△ 47,323
その他	△24,958	△ 1,481
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,639	△ 52,822
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,900	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,900	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	147,944	177,518
現金及び現金同等物期首残高	1,185,500	1,333,446
現金及び現金同等物期末残高	1,333,446	1,510,964

業績データ

# コーポレートデータ

## 会社概要

2018年3月31日現在

商号	日本少額短期保険 株式会社
創業	1996年6月28日
資本金	190,000千円
本社所在地	〒530-0011 大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワー B 13F
代表取締役	五十嵐 正明 (いがらし まさあき)
従業員数	74人
代理店数	2,784店
募集人数	7,406人
拠点	東京支店 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-23-11 御成門小田急ビル 6F Phone. 03-6402-7758 中四国支店 〒730-0051 広島市中区大手町 3-8-1 大手町中央ビル 5F Phone. 082-545-2118 九州支店 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-28-3 三州博多駅前ビル 4F Phone. 092-481-3470 東北営業所 〒980-8485 仙台市青葉区中央 1-2-3 仙台マークワン 19F Phone. 0570-064-628
ホームページ	<a href="https://www.n-ssi.co.jp">https://www.n-ssi.co.jp</a>

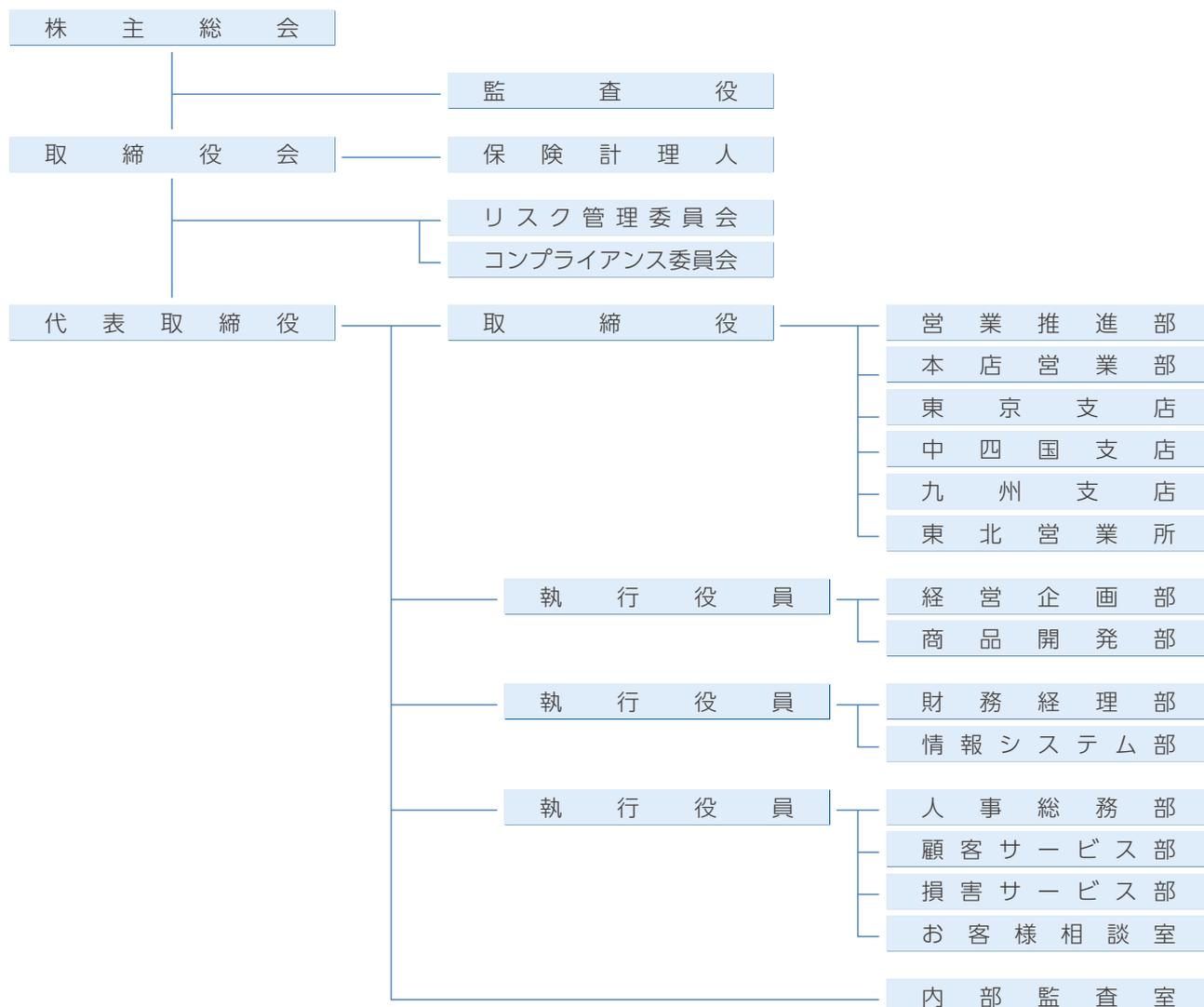
## 役員に関する事項

2018年6月30日現在

氏名	地位および役職名
五十嵐 正明	代表取締役社長
井上 久也	取締役
伊藤 俊彦	取締役
内藤 健三郎	監査役

## 会社の組織

2018年4月1日現在



コーポレートデータ

## 株式に関する事項

2018年3月31日現在

株式数	発行可能株式総数 10千株	発行株式の総数 3.8千株	
当年度大株主数	1名		
大株主	普通株式		
	氏名または名称	当社への出資状況	
		持株数等	持株比率
	SBI 少短保険ホールディングス 株式会社	3.8千株	100%



日本少額短期保険の現状 2018（平成 30 年度版 / 平成 29 年度決算）

2018 年 7 月 発行